

公益財団法人 鹿児島市スポーツ振興協会理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会（以下「協会」という。）の定款第49条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第2条 理事会は、会長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）及び定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また会長が欠けたときは、各理事がこれを招集する。

2 理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第4条 議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が欠席したとき又は会長が欠けたときは、常務理事がこれに当たる。

3 理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から選出された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（議題の付議の宣言）

第7条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、関連する複数の議題を一括して付議することができる。

（理事等の報告又は説明）

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、常務理事、監事又は議題若しくは当該議題に係る議案の提案者（この条において「常務理事等」という。）に対し、当該議題若しくは議案に関する報告又は説明を求めることができる。この場合において、常務理事等は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 定款第42条第3項第2号の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長は、その理事に議題の説明を求めるものとする。また、必要があるときは常務理事又は監事若しくは事務局に対してこれに係る意見を聴くことができる。

（議題の審議）

第9条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

（議事進行動議）

第10条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 議長は、前項の動議が提出されたときは、速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは、直ちに却下することができる。

（議長不信任動議）

第11条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに裁決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、当該理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 前項の規定により議長が選出されたときは、当該理事会においては、議長不信任動議を提出することはできない。

（採決）

第12条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合において、議長は、一括して審議した議題につい

ては、一括して採択することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出されたときは、原案に先立ち修正案の採決を行うものとする。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の規定にかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(採決結果の宣言)

第13条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 理事会の事務局事務は、事務局長がこれを行う。

第5章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規則は、協会の設立登記の日から施行する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。